令和　元年　　６月　定例会（第２回） 06月13日－一般質問－02号

◆１番（新井英行議員）　ただいま議長より質問の許可をいただきました新井英行です。傍聴席の皆様、午後も傍聴していただき、まことにありがとうございます。

　　それでは、１項目めの質問に入らせてもらいます。選挙公報の取り扱いについてお聞きします。選挙期間中に発行されている選挙公報について、直近の知事選、都道府県議員選で、約半数の自治体が選挙後にホームページから削除していることがわかっております。知事選では無投票を除く44都道府県のうち22府県が、議員選は47都道府県のうち24府県がホームページ上から消去しております。これは５月17日現在です。

　　美里町でも現在選挙公報は消去されており、選挙公報のホームページ上の公開は、選挙後であっても継続的に掲載されるべきであると考えております。なぜなら、議員の公約達成率を有権者が知る上で大切であるからです。この点、識者から「選挙公報を通じ、選挙後も政治家を監視するのは、主権者たる国民の保障されるべき権利だからです」と改善を求める声が上がっている。多くの識者が賛意を示し、また総務省でも、次回以降の選挙にかかわる選挙公報と混同されたり、選挙公報の公正を害するおそれのない形式で行われるものであるものに限り、差し支えないという会見をしています。

　　そして、2015年以降の各自治体の選管は、選挙公報の継続的な掲載を始めているところもあり、埼玉県内でも、三芳町、川島町、鳩山町、杉戸町などにおいて、その取り組みは進んでおり、今後もふえていくと予想されております。美里町も選挙公報のホームページ掲載について、選挙管理委員会及び町長の見解をお伺いいたします。

　　次に、２項目めの質問に入らせてもらいます。デジタルファースト法案及び美里町のホームページの取り扱いについて質問します。１番目の質問として、美里町のホームページの現状認識と先般の選挙における開示速報時に全くつながらなかったので、テストしたところ、ページスピードインサイトでは、100点満点で50点でありました。それでは、非常事態の際に、町民みずから町のホームページにアクセスして情報を取りに行ったとき、全くつながらないのでは困ると思われます。この状況についての見解を伺います。

　　そして、第２に、デジタルファースト法案が成立したことにより、行政手続の原則オンライン化が必要となった美里町での今後の対応（導入スケジュールを含む）についてお伺いいたします。

　　そして、３問目の質問ですが、2018年発表の日本情報経済社会推進協会の調査によると、全国1,788自治体の常時ＳＳＬ化率は37.4％、個人情報の保護などを利用する利用者のセキュリティーの保護を考える上で、通信内容の盗聴をされたり、フィッシング詐欺などを防止する常時ＳＳＬ化は、特に行政のホームページなどでは不可欠と思われます。都道府県別では、常時ＳＳＬ化率50％を超えるのは、47都道府県中17で、埼玉県ではかろうじて50％と優秀であるが、美里町は残念ながら、できていないほうの50％に入っております。

　　今後、行政手続のＩＴ化などの議論以前に、セキュリティー面で、利用者、町民に不安を与え、犯罪に巻き込まれる可能性がある状態になっていると思われます。また、昨今ホームページアクセスの70％がスマートフォンされておりますが、美里町のホームページはスマートフォンに対応しておらず、円滑に画面を見ることができない状態です。デザインやコンテンツはなかなか手がかかっていて、同規模自治体と比べてもよいと思われますが、行政としては、こういう基本的なことを放置するのは本末転倒であります。まず、取り組みとして、スマホ対応を含めたホームページのリニューアルとセキュリティーの徹底を行うべきと考えますが、町の見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

◎原田信次町長　１番、新井英行議員の選挙公報の取り扱いにつきましてのご質問にお答えをいたします。

　　町における選挙公報は、投票時の参考及び投票率の向上を図るため、平成31年４月21日執行の美里町議会議員一般質問選挙において、初めて発行し、ホームページ上にも掲載をしていただきました。選挙公報をホームページに掲載する期日については、法律上の規制はありませんが、総務省は、選挙公報は選挙用ポスターに準ずるという理由で、掲載期間は投票日当日までとすることが適当と通知をしております。そのため美里町議会議員一般選挙における選挙公報につきましては、選挙期日後に、町ホームページから削除しています。

　　一方で、総務省は、過去の選挙に関する記録として、投票日の翌日以降、選挙公報を選挙管理委員会の記録用のページに掲載することについては、次回以降の選挙に係る選挙公報と混同されたり、選挙の公平を害するおそれのない形式で行われるものである限り、差し支えないものと考えるという見解も出しています。議員ご質問の選挙公報の継続的なホームページへの掲載につきましては、総務省の見解を踏まえ、議員の皆様とも十分調整をし、選挙管理委員会へ提案してまいりたいと考えております。

　　続きまして、デジタルファースト法案及び美里町のホームページの取り扱いにつきましてのご質問にお答えをいたします。初めに、デジタルファースト法の成立による今後の対応についてでございます。デジタルファースト法は、デジタル手続法とも言われ、議員のご指摘のとおり、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため法律改正で、令和元年５月31日に公布されました。

　　今後の対応につきましては、この法律が、一部を除いて、公布の日から９カ月を超えない範囲で施行されることから、国等の注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

　　次に、町ホームページの現状認識についてでございます。議員ご指摘のとおり、４月21日の町議会議員選挙の開票速報に、町ホームページが閲覧できなくなる現象が発生いたしました。これは、現在ホームページで利用しているサービスが、１分間当たり約120アクセスまで閲覧ができるもので、これを上回る方のアクセスが集中したこと、投開票速報のメール配信が適切に行われなかったことが原因で発生したものでございます。今後、投開票速報メールは、決められた時間に、確実に配信していただくようにお願いをしていきます。

　　なお、平成30年１月に、ヤフー株式会社と災害に係る情報発信等に関する協定を締結いたしました。これにより、大きな災害が発生した際には、町ホームページのアクセス集中によるサーバー負荷を軽減するため、別のサーバーに町ホームページのキャッシュサイトを表示させることができるようになっております。

　　次に、ホームページのリニューアルとセキュリティーの徹底についてでございます。議員ご指摘の利用者のセキュリティーを保護するための常時ＳＳＬ化やスマートフォン対応化につきましては、利用者のホームページ閲覧の安全性や利便性を考え、今後対応していきたいと考えております。他自治体の導入状況や費用等を分析・研究するとともに、サーバー強化を含めた全面的なリニューアルに向けて検討してまいりますので、ご理解をお願いをしたいと思います。

　　以上です。

令和　元年　　９月　定例会（第３回） 09月19日－一般質問－02号

◆１番（新井英行議員）　１番、新井英行です。議長により許可をいただいたので、通告に従い質問をさせていただきます。傍聴者の皆様には、午後のお忙しい中、足を運んでいただき、ありがとうございます。中には東京のほうからわざわざ来ていただいた方もおります。ありがとうございます。

　　それでは、質問に入らせていただきます。それでは、始めさせてもらいます。美里町は、現在深刻な過疎化を迎えております。国の専門機関の推計によると、美里町の人口は減少を続け、2015年の１万1,000人から2045年には7,700人まで縮小してしまい、約30％減少との予測です。加えて深刻なのは、ただ人口が減ることではなく、その分布です。15歳から64歳の生産年齢人口は3,500人なのに対し、14歳以下と65歳以上の非生産年齢人口は6,400人になります。１人の生産年齢人口で1.8人の生産年齢人口を支えなければなりません。15歳になった途端、1.8人の非生産年齢人口の負担を求めなければならないのですが、いかに無理な数字であるかはわかると思います。人口減少で規模の縮小が余儀なくされるのにもかかわらず、福祉関係の負担は増加していくでしょう。美里町の財政は危機的な状況になると予想は難しくありません。この状況について町長はどのように解決していくのか、見解を伺います。

　　そして、少子高齢化と過疎化の問題を打開するためには、移住促進と子育て支援の両輪が必要だと私は考えております。株式会社電通の調べでは、ＬＧＢＴ、いわゆるセクシャルマイノリティの方の総人口は８％を超えています。およそ７人に１人がＬＧＢＴだと言われている世の中になってきております。これに対し、他の行政区ではセクシャルマイノリティに対する相談センターの開設や住民への啓発活動などＬＧＢＴに関する政策が活発なところも出てきています。人口減少の歯どめをかけるための移住促進として、ＬＧＢＴの方々に行政サポートをして移住を促すというのはいかがでしょうか。美里町ではこの方々に対する行政のサポートはできているのか、町長の見解を伺います。

　　そして、私からＬＧＢＴ、セクシャルマイノリティと事実婚の夫婦への行政のサポートとして、２つの提案としたいと思います。１つ目は、パートナーシップ制度の導入であります。これは、同性のカップルにも結婚に相当する関係を求めようという条例です。東京都の渋谷区や世田谷区は、既にこの制度を導入しており、賃貸の契約時や病院での面会に婚姻関係がないことを理由に断られた場合、行政が是正勧告を出すことが可能になります。実際には窓口に申請をいただいた同性のカップルに証明書を交付し、同性のカップルが事業者に法律婚の夫婦と同様の配慮を求めたい場合に、業者に対し提出してご利用いただくという運用方法になります。もちろん美里町の行政としても、パートナーシップ制度で認められた関係を法的に認める範囲内で最大限法律婚の夫婦と同様に扱うように配慮します。これを導入すれば、事実婚、いわゆる内縁として法的効力すらなかった同姓婚に条例によってある程度の法律的効果を持たせることができます。セクシャルマイノリティの方々の生活の幅が広がることは間違いないでしょう。そして、千葉市のパートナーシップ条例では、もっと踏み込んだ条例が導入されており、ＬＧＢＴでなくても男女の事実婚の夫婦にも婚姻関係に相当する扱いにするよう幅を持たせています。現在の婚姻制度では、夫婦同姓を強いられ、職種によっては多大な損失をかぶることも少なくありません。パートナーシップ条例という自治体の条例ではありますが、一定の法的根拠を持たせることができるのです。こちらのＬＧＢＴの方々と事実婚の夫婦へのパートナーシップ制度の導入を求めますが、町長の見解をお伺いします。

　　次に、移住制度拡大の提案です。美里町では定住促進事業というものがあり、美里町に持ち家を取得された方に対して、最大で50万の補助を行うという制度があります。この定住促進事業に前案のパートナーシップ制度で認められた同性のカップルや事実婚の方にも認められるのはどうかという提案です。いわゆるセクシャルマイノリティの方々や事実婚の方々に移住を促すのです。こちら２つの提案を実行していただければ、美里町ではセクシャルマイノリティ政策の先進的な自治体として認知され、過疎化の問題に歯どめをかける一助となることでしょう。また、そうしたマイノリティに対する問題解決を美里町で行うことによって、美里町は全国から注目され、これから全ての条例を制定しますと、今現在日本で一番進んだ条例を持つ全国最小規模の自治体となります。しかもパートナーシップ条例による婚姻関係を含めた移住促進事業の利用者はもっとふえていくと思います。この前案のパートナーシップ制度で認められたＬＧＢＴと事実婚のカップルにも、この定住促進事業を使って、移住を促して移住してもらい、過疎化の歯どめの一助となると思いますが、町長の見解を伺います。

　　次に、子育て支援、教育政策についてです。美里町は少子高齢化対策が急務で、他の市町村より子育て支援、教育政策に予算割合をふやすべきです。それにもかかわらず、実情はむしろ真逆であり、美里町の本年度予算においては8.9％しかとられていません。例えば姉妹都市である埼玉県戸田市における本年度予算に占める教育費の割合では17.61％であり、隣接の本庄市では10.87％です。他の埼玉県の市町村の多くが教育費の予算に占める構成比が10％を超える中、美里町は10％を下回っていて、子ども軽視としか言えない状況です。過疎地である美里町の魅力を高めるために、本来であれば他市町村よりも教育費の割合が高くてよいと思います。近隣の市町村は10％を超えておりますが、美里町でも10％を目標とすべきと考えますが、町長の見解を伺います。

　　私の最終的な目標は、給食費の無償化などではなく、教育費の無償化です。現時点で達成できなくても、子どもたちのために教育予算をふやしていくべきと考えております。そうすることで町の魅力と子どもたちの郷土愛を創出し、他県からの移住にもつながる可能性があると考えております。まずは、美里町の課題として、塾が少ないことが挙げられます。これにより、現在我が町の家庭の多くが町外への塾へ子どもを通わせており、これが経済的にも、また時間的にも負担を与えています。こうした点について、町の課題として現状認識をされているのでしょうか、町長の見解を伺います。

　　美里町としてチャイルドシートの補助金を付与している点は、他の市町村では余り見られない子育て政策として高く評価しております。車社会である美里町において、今後もこの取り組みを引き続き拡充していただきたい。加えて高校、大学の学校がない我が町では、通学にもお金がかかるのも実情です。子育て世代のための補助で、そうした課題解決のため、町に学習塾の誘致や、あるいは東京都渋谷区のように、教育支援費として学習や通学に限定した形でのバウチャーを交付するといった政策を取り入れるべきであると考えますが、町長の見解を伺います。

　　そして、最後に、前回も選挙公報の質問をしましたが、来年町長選があります。町長が最初に当選した以降、美里町に引っ越しをしてきた町民の方々には、町長の公約やマニフェストを調べることができません。私もその一人です。そして、それにより、町長が公約を実行してきたのか、していないのか、約束を守ってきたのか、守ってきていないのか、調べようがございません。来年の町長選でこのようなことを踏まえても、選挙公報の常時掲載は必要だと思っております。ぜひ町長選挙前に選挙公報の条例を急速に制定するべきだと思いますが、町長の見解を伺います。

　　以上で登壇による質問を終え、内容により自席にて質問をさせていただきます。ありがとうございました。◎原田信次町長　常時ＳＳＬ化は、職員もそれができればいいということは認識をして、今年度できるかどうかと、予算も含めて、できるようにはしておいたようなのですが、結局それだけでは無理で、やっぱりホームページのリニューアルも含めた全面的な改訂がいいだろうというとで今考えているところでございます。

　　常時ＳＳＬ化については、現在個人情報を送信するページがホームページ上ではつくってありませんので、例えば町長へのメール等は、別のメールソフトが立ち上がる形に今なっているようでございますので、現状では個人情報が盗み取られる危険性は高くないというふうに認識をしております。

　　そのために、新井議員ご指摘の、まずはアクセス数がある程度あっても大丈夫なようにしたり、それからスマートフォンでも見られるようにする。それから、最後のホームページ上でいろいろな個人情報を含めた申請等ができるようにする、この辺を、少し欲張りになるかもしれないですけれども、かなりのお金が実はかかりますので、一括してそれを対応するよう、今の状況ではいろいろな調査をしながら、来年度中には終わりにできるぐらいのスピードで、ぜひ進めていきたいなというふうには考えておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

◎原田信次町長　１番、新井英行議員のご質問にお答えをいたします。

　　質問要旨では、教育に関することが私の答弁を求めるというふうに書いてあるのですけれども、基本的な考え方として、１回目は教育長に教育に関するものは答弁をいたさせますので、よろしくお願いをしたいと思います。

　　初めに、少子高齢化と過疎化問題についてのご質問にお答えをいたします。国立社会保障・人口問題研究所が平成30年３月に公表をした将来の５歳階層別推計人口、2015年の国勢調査によるものでございますけれども、これについては私も承知をしております。2015年の国勢調査の人口と2045年の推計人口で比較をいたしますと、議員ご指摘のとおり、人口で30.7％減少すると想定をされています。また、この推計値をもとにそれぞれの年の年代別の人口比率を2015年と2045年で比較しますと、69歳以下の人口比率全ての年齢で減少をし、70歳以上の年齢につきましては、全てが増加をしており、ますます超少子高齢社会に進むものと考えております。しかしながら、この傾向は我が町だけではなくて、日本全体が基本的にはそういう方向に向かうものというふうに考えております。

　　町ではこれらの問題に対応するため、平成27年に策定した美里町人口ビジョンにおいて、2040年の人口を約１万人維持することを目標に掲げ、美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、基本的な方向と具体的な施策を示し、これまで取り組んでまいりました。

　　具体的には、町の資源を生かし、魅力を発展させながら、若い世代が安心して働き、結婚、出産、子育て、自己実現に関する希望を町内で実現できる環境づくりとして、産業団地の整備や町の核となる拠点施設整備を検討しております。

　　また、定住促進奨励金制度を初めとする各種支援制度の創設、子育て世代包括支援センターにおける子育て支援事業等の充実を図ってまいりました。

　　さらに、健康寿命の延伸を目指した健康づくり事業を実施し、誰もが健康で幸せに暮らし続ける地域社会の実現に向け、さまざまな施策を実施しております。

　　しかし、町を取り巻く状況は目まぐるしく大きく変動しており、人口ビジョンに掲げる2040年に人口を１万人維持するという目標達成はかなり厳しい状況にあります。これまでの取り組みを一層強化し、移住・定住の促進を図るとともに、新たな人の流れをつくるため、今後は関係人口の創出と拡大を図る施策を展開してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

　　続きまして、ＬＧＢＴ及びパートナーシップ制度につきましてのご質問にお答えをいたします。パートナーシップ制度につきましては、全国で20の自治体が導入をしております。また、導入を予定または検討している自治体もあり、少しずつですが、全国に広がってきております。この制度を既に導入した自治体の事例を調べますと、男女共同参画を推進する条例の基本方針や理念に基づき、要綱等により制度の整備をしている自治体が多く、中には公営住宅への入居の要件を許容している自治体もあります。また、民間企業等の中には、行政が発行したパートナー証明書の提示により、法的婚姻関係と同等なサービスが受けられるものもあるようです。議員ご質問の制度の導入につきましては、導入に対する要望や各自治体の動向を注視しながら、もう少し様子を見ていきたいなというふうに考えております。

　　続きまして、定住促進事業の拡大の提案についてのご質問にお答えをいたします。美里町定住促進奨励金につきましては、町への定住人口の増加を図るため、町に定住するために住宅を取得しようとする方に対し、最大50万円の補助金を交付するもので、この補助制度は平成26年度から本年度まで実施し、令和２年３月31日に失効させる予定でしたが、引き続き定住人口の増加が見込めることから、３年間延長したいと考えております。

　　この制度の交付要件につきましては、「新築住宅・中古住宅を取得又は既存住宅を建替えた方」で、申請者又は配偶者の年齢が満40歳以下であること、今後５年以上定住する意思があること、居住地の行政区に加入し、積極的に地域コミュニティ等に参加すること、世帯員全員に町税等の滞納がないこと、過去に奨励金の交付を受けていないことですので、議員ご提案のＬＧＢＴのカップルの方でも以上の要件に当てはまれば交付することが可能です。

　　続きまして、選挙公報につきましてのご質問にお答えいたします。６月の新井議員の一般質問にも答弁いたしましたとおり、選挙公報の選挙管理委員会のホームページへの掲載については、公職選挙法第６条の規定に基づき、有権者に対する啓発、周知活動の一環として行うものであり、掲載については総務省の通知により、「掲載期間は投票日当日までとすることが適当」とあり、町は選挙を終えた時点で、その目的を果たしたものとし、ホームページからは削除いたしました。

　　一方で、総務省は「過去の選挙に関する記録として、投票日の翌日以降、選挙公報を選挙管理委員会の記録用のホームページに掲載することについては、次回以降の選挙に係る選挙公報と混同されたり、選挙の公平を害するおそれのない形で行われるものである限り、差し支えないものと考える」と答えております。

　　今後のホームページの選挙公報の掲載につきましては、６月の議会で答弁したものと同じで、議員の皆様とも調整し、検討してまいりたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　　以上です。

◎南幹生教育長　１番、新井英行議員の子育て支援と教育支援の政策につきましてのご質問にお答えいたします。

　　平成31年度当初予算の美里町の教育費の予算割合は8.9％、本庄市10.8％、上里町14.1％、神川町11.8％であります。この教育費には、社会教育や社会体育等の費用も含まれております。また、市町の歳出予算額全体が大きくなれば、教育費が占める予算割合も少なくなります。学校教育に係る費用の内訳を見ましても、本庄市、上里町、神川町は工事費や施設整備費に大きな額が計上されておりますので、一概に比較はできないと考えております。近隣の状況と比較しましても、美里町の子ども１人当たりに係る教育費は決して低い数字ではないと考えております。

　　次に、塾の誘致等でございますが、義務教育の段階では、学校教育が学校教育を中心として、子どもたちに確かな学力をつけていくことが重要であると考えております。美里町では学校の学習をサポートするために、英検チャレンジやミムリン学習塾、学習支援員の配置等の事業を行っています。

　　また、美里町は学力向上を最重要課題として掲げ、取り組んでおります。現在、小学校段階から成果があらわれてきていますが、今後学力下位層の子どもの学習意欲をいかに上げていくかが重要であると考えます。そのため、手厚く手だてを打てるように、公費による２回のＱＵ検査の実施と検査結果の分析、個別の支援方法、望ましい学級づくり等の職員研修に力を入れております。

　　子育て世代の補助についての政策については、バウチャーを交付する等を含めて、近隣市町の取り組みも参考にしながら研究を進めてまいりたいと思います。

　　以上です。

◆１番（新井英行議員）　ＬＧＢＴに関してですが、私の質問の場合、１から４までが１対のこの町の少子高齢化や人口減少に対する施策のようなものでこれをつくってみました。その中でＬＧＢＴに関してなのですが、この時期尚早というような町長の発言があったのですが、この理由についてお聞かせください。

　　以上です。

◎原田信次町長　理由ということですが、あったほうが望ましいのだろうというふうに思いますけれども、やっぱり認知をされる上で、もう少し様子を見ながらやってもいいのかなという思いがありましたので、これをほかのところにも優先をしてまずやらなければいけないと言うよりは、ほかにもっとやらなければいけないものが少しあるので、そういったものをまず整理をしたいという部分のほうが強いなという思いでこういう言い方をしました。どうぞよろしくお願いいたします。

◆１番（新井英行議員）　優先順位ということですが、これに関しては条例であり、お金も余りかからないのかなと思っております。その中で、これを進めることにより、このＬＧＢＴのマイノリティの方々の総人口が８％を超えております、現時点で。１億人だとしても、その割合は相当な数になり、これが認知されるだけでも相当な美里町のプロモーションにはなると思うのですけれども、その中でやはりこういう方々との交流も多様性という面でとても大事なことだと思っております。これを進めることで美里町がより一層ある意味閉鎖的なこの町に対し、明るい多様性のある、子どもたちにとってもよい教育になると思っていますが、その点町長、どうお考えでしょうか。

◎原田信次町長　この町の私がまず大きな問題だと、課題だと考えているのが、町内全域が農業振興地域が多くて、宅地の供給がしにくいということがこの町の大きな課題であります。ですから、この町に住みたいと言っても、いい土地が出てこないというのが今すごく課題でして、ではそれはどうすればいいのだということで、空き地バンクですとか、空き家バンクですとか、農地バンクも含めてですけれども、少し宅建協会とも協力しながら、何かできないだろうかという仕掛けをして、まだ始まったばかりなのですけれども、もう一つは地域活性化施設を含めて、せっかくのチャンスだから開発ができるエリアに関して何らかの誘致をしていこうということを今考えているところです。あわせてこれだけの広大な農地が実は転用がきかないということを前提にしますと、農業的な維持をどうやって図るかというのは、この町のやっぱりこれから先生き残る最大の課題だろうと、残念ながら農業で食べていくことがなかなか難しい状況の中で、どうやってこの農地をうまく農地として維持をしていくのかというところは大変悩ましいところで、規模拡大をしようとしても、残念ながら家族経営の方が多くて、もう規模拡大がなかなか難しいという状況もあります。

　　という課題が一方であって、もう一つ、子育て、教育、福祉、どういうふうに充実していくのだという部分がございます。近隣の市町がやっているようなものというのは、もう時間の問題でやらざるを得ないだろうというふうには考えていますが、町の中ではこれから先高齢化率は、ご指摘のとおり、うちの町で最大2015年比でいくと約1.7倍ぐらい、上里が2.4、本庄が2.1ぐらいですか、埼玉県自体はもっと多くなるということで、我が町のほうが高齢者のふえる率は少ないのですけれども、逆にそれ以下の人たちがふえませんので、全体としては負担と給付のバランスからいくと、そんな変わらないのかもしれないのですけれども、ですからこれから先かかるだろうという公共施設等の維持更新費用、それから目に見えないものだと、もうこれから突きつけられているのですけれども、パイプラインをどうするのだと、もう40年過ぎています。下水も今のまま維持ができるかということで、最適化整備構想をお世話になりました。それが大体出そろってくるのが約令和２年度中にはほぼ大体出そろってきて、これからの方針がある程度見込めてくるだろうというふうに思いますが、今度やらなければいけないのは、いかにそれを統廃合を含めて将来的に負担ができるような仕掛けをつくっていくかというのが私も議会にも突きつけられている課題であります。そういったことも含めて、それぞれ住民の皆さんが要望するものをどうやって実現していくのだというところがこれから先すごく重要で、産業団地をおかげさまで県につくっていただきました。どのぐらいの税収が入ってくるかわからないですけれども、少なくとも２億前後は見込めるのかなと私自身は思っているのですけれども、そのうち少なくとも７割は交付税で相殺をされますので、３割しか実際には残らないのですけれども、それでも残ったほうがありがたいので、その３割は我々が自由に使える部分ではあります。

　　さらに、インターチェンジがこれでまた上りも開通することによって、恐らく何らかのまた動きが出てきますから、税収を確保しながら、これからかかるお金をいかに節約をし、ただし必要なところはしっかりお金をかけて、この町の将来を持続可能な形で維持をしていくかというところが正念場にこれからかかってくるのだろうというふうに思います。

　　ただ、ご指摘のことにつきましては、少数であろうと、やはり行政としては全ての人たちがＳＤＧｓではありませんけれども、生きやすい社会にしなければいけないという使命は当然ありますので、少し様子を見ながらになろうかもしれませんけれども、どこかの時点で当然そういったことも考えていかなければいけないのだろうというふうには考えております。

　　まとまらない話で恐縮ですけれども、以上でございます。

令和元　年　１２月　定例会（第４回） 12月12日－一般質問－02号

◆１番（新井英行議員）　恐らくですが、深谷市のアウトレットの近隣に、予定ですが、野菜を楽しむためのベジタブルテーマができる予定です。やはりこういうところと美里町は闘って競争しなくてはいけないのなら、なおさら安心や安全を必須としているハサップを取り入れたブランド化というのは、一つのこれからのまちおこしに対するテーマではないのかなと思っています。その中で、やっぱりここは、ほかから要請はないのかもしれませんが、逆にこれを先に取り入れて、生産者や町のＪＡとかはまだ着手していないというのはちょっとお聞きしているのですが、この中でサポートを早目に行って、ブランド化をちょっと推薦するというのを私は提案したいのですが、町長の見解を伺います。

　　あと、その中でふるさと納税で扱っている返礼品も、こういうハサップを認証したものでありますという認証のあるものにすることによって、ブランド価値が上がると思っていますので、その点お伺いできればと思っております。

　　それで、マイナンバーのほうなのですが、こちらは消費税の引き上げに伴い、国のほうもいろいろな消費生活対策を行っておりますが、これでよく聞くのがキャッシュレスポイント事業、あとプレミアム商品券事業、これは美里町でも恐らく商工会を通して行っているものだと思うのですが、そしてもう一つ、今現在自治体ポイントというのがあるのですが、これは町のほうでは行う予定というのはあるのでしょうか。ちなみに今これを行っているところというのは、所沢市と川越市だけになります。

　　その自治体ポイントというのが、また先ほどからよく出ているミムリン健康ポイントといって、こういうものとマイナンバーが連動できるというふうにもホームページのほうに載っていたのですが、こういうものと連動できるよということで、マイナンバーをこれからどんどん普及率を上げていくという形もできると思います。そこで、この自治体ポイントというのをこれからやっていくという方向があるのか町長にお伺いします。

　　以上２点、よろしくお願いいします。

◎原田信次町長　ハサップにつきましては、学校給食も当然対象になりますが、現在給食については、ハサップ対応で実施しているというふうに聞いております。また、認証制度もございます。ご提案につきましては、認証に関して、農産物に関する認証を支援する制度がありますので、その中でこれが対象になるかならないかちょっと検討はさせていただければというふうに思います。ご指摘は踏まえて、できるものは対応していければいいなというふうに考えます。

　　それから、マイナンバーカードにつきましては、我が町が何でこれだけ低いのか、正直よくわかりません。近隣の秩父市よりも低い自治体の町よりも低いのですが、ちょっと状況がわからないのですけれども、現状恐らく電子申告で使われている方が主で、私は持っていますけれども、サラリーマンですと電子申告をする必要がありませんので、通常は要らないという形になってしまうのかもしれないです。

　　ただ、実は自治体ポイントやキャッシュレス決済よりも、2021年３月からの健康保険証で使えるというところが今後入ってくるので、町として対応せざるを得なくなってくるだろうということを想定をしております。

　　そうしますと、ご高齢の方にどうやって持ってもらうかということになると、健康ポイントと同じで、もう出ていくしかないだろうと。ですから、各集会所に出ていって、申請をしてもらう作業をこれからするという、ご高齢の方々に対しては、もうそういうことをしていくしかないのではないかなというふうに考えています。一旦申請をして交付をする、どっちかが本人確認ができればいいみたいですので、ですから軽減を図る意味でも外に出るという方式が必要になってくるだろう。

　　それから、働いている方々は、当然休日か時間外しかありませんので、また職員との勤務の都合もありますが、何らかの形でやっぱり対応していく必要があるのだろうというふうに思いますので、また来年度に向けてどういう方法がとれるか。少なくとも住民の皆さんが申請しやすい方法を考えていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

　　以上です。

◆１番（新井英行議員）　町長のおっしゃるとおり、本当になぜ低いのかちょっとわからないのですが、やっぱりこれを調べていたときに、やっぱり手続が面倒くさいというのがすごくあると思います。ただ、その面倒くさい手続を終えた後の利便性というのを、これから窓口等で周知徹底して説明していただくと、これからの普及率にもつながると思います。

　　それで、これでマイナンバーのもう一個ハードルを上げているのが、マイキーＩＤというのがあるのですが、これが設定のときにハードルが高く、個人でやる場合、パソコンとカード読み込みのカードリーダーが必要になってきますということが書いてあるのですが、こんなのを持っている人は、普通の家だとカードリーダーがある人というのは余りいないと思うので、調べたところ、ほかの自治体では、マイナンバーの交付に力を入れている自治体では、マイキーＩＤの設定支援を行う窓口をもう既に設定しているようです。このように役場に窓口をつくって、啓蒙活動やＰＲ活動をしていくということが、これからマイナンバーを普及させていく上で必要なのではないのかなと思っているのですが、ここら辺、そういう窓口を設けるというのは、町長のほうはどうお考えでしょうか、伺います。

　　あともう一つ、先ほどのハサップのほうですが、ハサップのほうでも、やはり来年なったときに、恐らく何だ、それはという、全く知らない人のほうが多いと思うので、このときに多分役場に聞きに来る方も多いと思うのですが、ここに相談窓口等を、ちょっとわかる人を置いておいていただけるといいかなと思うのですが、そこら辺も踏まえて町長の見解をお伺いいたします。

　　以上です。

◎原田信次町長　まず、ハサップにつきましては、保健所とよく連絡調整をしながら、住民の皆さんが困らないような対応を、それから商工会については、商工会を通じてかなり周知をされているということを聞いていますので、商工会に入っていない人たちをどうするのかというところは、また保健所とも協議しながら、広報等がいいのか、それとも営業許可等、保健所に何らかの形で届け出をされている方はわかっていますので、そういった方にお知らせをするのか、その辺はまた協議をして、困らないような対応をしてきたいというふうに思います。

　　それから、マイキーＩＤ関係についてですけれども、自治体ポイントとは別に、マイナポイント制度が来年の９月から翌年の３月まで７カ月間実施をする予定があります。これをどうするのかというところはまだちょっとわからないのですけれども、いずれにしても恩恵を受けられないことがないようにしなければいけないので、ここについてはまだわからないのですが、当然ご高齢の方ですとカードリーダーは持っていないと思いますので、まずは確定申告のときにもお勧めはしているようですけれども、何らかの形で支援をする仕掛けはやっていきたいと思いますので、こんなのがいいのではないかというのがあったら、またご提案をいただければありがたいなと思います。

　　以上です。

令和　２年　　３月　定例会（第１回） 03月19日－一般質問－03号

◆１番（新井英行議員）　１番、新井英行です。議長により許可を頂いたので、通告に従い質問をさせていただきます。

　　新型コロナウイルスについて質問させていただきます。日々の状況が変化しているので、質問通告書と多少違う質問があるかと思いますが、できる範囲でお答えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

　　厚生労働省の最初のインフォメーションは、世界保健機構、ＷＨＯの緊急委員会では、１月24日未明、中華人民共和国、湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が通称フェイクにより、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態には該当しないと発表しました。これを受けて、厚生労働省では、ＷＨＯから発表以内の精査をした上、必要な対応を講じてまいりますという報道発表があり、ここから25日のダイヤモンド・プリンセス号のクルーズ船が寄港で、コロナウイルスの報道を受けて注目を集めたのですが、政府の対応が遅かったので、致し方ないところもありますが、埼玉県庁の危機管理本部ができたのが２月20日、美里町は21日と、１日遅れで追従しておりますが、先ほど述べたように、厚生労働省は１月24日、埼玉県は１月27日に対策会議を行っております。事前の危機対策において、インフォメーションが美里町では遅いと感じました。その中で、美里町の21日前の広域圏でもよいのですが、危機管理対策会議等の設置はあったでしょうか。町長の見解を伺います。

　　第２の質問です。役場内の危機管理におけるインターナル・コミュニケーションができていなく、１回役場内のクラスターが起きたら、町職員の業務継続ができないリスクは高いように見受けられますが、役場内の今現在の危機管理の対策について町長の見解を伺います。

　　第３の質問です。国の対策本部で、安倍首相から全国一斉に休校要請がありました。今回は致し方ないベストな対策だと思っておりますが、情報の公開に多少配慮が足りなかったと思います。今後、役場（仕事）や学校でこのような感染症・自然災害・有事に備えてアナログな伝達方法とデジタルなハード面とソフト面を含めてインターネットなど多様なインフラ整備がとても重要だと思いますが、今後の町長のビジョンと見解をお伺いします。

　　以上です。

◎原田信次町長　１番、新井英行議員の新型コロナウイルスについてのご質問にお答えをいたします。

　　新型コロナウイルス感染症は、昨年12月に中国武漢市において集団感染が認められ、全世界に感染が拡大している状況でございます。日本においても今年１月15日に感染が確認されてから、徐々に感染が拡大しております。

　　このような状況から、国においては１月30日に感染拡大の防止のための対策を議論する新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、２月26日には国民に対し不要不急の外出は控えるよう、イベントの中止や延期要請を行っております。また、埼玉県においても、新型コロナウイルス対策会議を随時開催し、２月20日には新型コロナウイルス対策本部を設置しております。町といたしましても、国、県の動向を注視するとともに、２月４日からはチラシやホームページ、行政情報メールなどを活用し、町民への情報提供、感染予防についての啓発を積極的に行ってまいりました。

　　さらに、県が対策本部を設置した翌日の２月21日には、美里町においても美里町新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、イベントの中止や延期の方針決定、町民への情報発信の方法、役場職員の感染防止の徹底など全庁を挙げて感染拡大防止に取り組んでいるところでございます。対策本部設置前にも先ほど申し上げましたとおり、いろいろな方策を講じておりますので、本部の設置はしておりませんが、それぞれの関係する課局等とは情報交換はしながら進めてきております。

　　次に、役場内の危機管理対策については、感染者が近隣や美里町内または庁舎内に発生した場合を想定し、町の業務を継続させていくための具体的な計画を策定し、職員がその計画を共有しているところでございます。

　　次に、情報提供に対する多様なインフラ整備につきましては、感染防止を啓発するチラシの全戸配布のほか、ホームページや行政情報メール、ＳＮＳなどあらゆる手段を活用して情報発信をしております。現在、防災行政無線デジタル更新工事を実施しており、４月１日からは防災行政無線で放送した内容を登録していただいたメールアドレスへ配信するほか、町ホームページに掲載することで、住民に対する情報発信の手段をさらに充実していきます。今後も関係機関と連携しながら、感染拡大防止に全庁を挙げて対応してまいりますので、引き続きご協力、ご指導賜りますようにお願いをしたいと思います。

　　以上です。

◆１番（新井英行議員）　それでは、２番目の質問でもう一つお聞きしたいのですが、いろいろ対策はとられているみたいなのですが、神川町ではオフィスの分散化や部署内の分散化で、グループ分けをして、接触をしないで仕事をするということをしているみたいですが、美里町の役場内ではそういうことはこれから今後していくということはあるのでしょうか。

　　あと、その濃厚接触者になったときに、そのライフログというか、個々の行動履歴みたいなものを神川町ではとりましょうということで、完璧に100％行われているかは分からないのですが、そういうことも行われているみたいなのですが、そういうことも含めて、今後美里町の役場のほうのお考えを聞ければと思います。よろしくお願いします。

◎原田信次町長　庁舎内で感染者が出た、あるいは庁舎内に感染者が訪問をしたような場合、またそれから町内で感染が拡大をしている場合、いろんなケースが考えられると思いますが、少なくとも庁舎内が感染の可能性があるといったときに、それぞれの課局で必ず業務を継続しなければいけないものが当然ありますので、それをどうやって継続をするのかというときに、一番肝心なところは、いわゆるデータが入っているパソコンを使える場所がどこにあるのかということに尽きてきます。そうしますと、それが使える場所は役所の中でも例えば１階、２階、３階は当然使えますし、あとは農林商工課でもＬＡＮを引っ張ってくれば使えますし、防災倉庫も使えることになると思います。その場合には、事前にどうするかというところは議論をして、出た段階で消毒も当然しますが、そうなると一時的に恐らく使えなくなると思いますので、その際には違うところで業務が継続できるような方法をとろうということで、既に打ち合わせはしてございます。

　　しかしながら、職員の履歴をどうするのかというところまではまだ手が回っていないところではありますが、保健所等とのやり取りの中では、感染者が出た場合には、まず保健所がその情報を一番最初に得て、町のほうにお知らせを頂くことになると思います。それで、濃厚接触者に関しては、保健所と、いわゆる県が調査をすることになると思いますが、我々のところまでどこまで情報が出てくるか。というのは個人情報も含めてですけれども、あまり詳しい情報は恐らく入ってこないだろうという想定はあります。そうしますと、役所の中の職員だとすれば、聞き取りは当然できるわけですけれども、いずれにしても接触をされた可能性のある人は、県でも同様ですけれども、他の市町も例を見ながら、ある程度接触の可能性がある人は自宅待機をしていただくということで様子を見る。それ以外の人に関しては、同じ課の人間が同じところでまたいて作業をするということは、なかなかその後のリスクも考えると難しいので、やはり先ほど言った分散をするということは致し方ないのかなということは想定をしながら、職員には実際に出た

場合には、どうやって消毒をし、どういった形で事務を分散するかというところまでは今協議は終わっているところでございますが、深谷、熊谷等県内で最近の事例を見ますと、海外旅行のケースが結構あります。

　　また、今後、今日恐らく専門家会議の話が出て、来週中には学校関係に関する情報は出てくると思いますので、少なくとも新年度どうするかというところを、来週中には町としても教育委員会や私も判断をすることになると思いますが、次のピークが当然多くの人が移動するゴールデンウイークの後というのがまたもう一つのピークは多分来るのではないかということも想像されますので、それに当たっては、職員にも外に出てしまうと、いろいろ行ったときに感染防止をしっかりするようにということは私としても徹底をしていきたいなというふうに考えております。

　　以上です。

◆１番（新井英行議員）　では、学校のことが出たので、１つお聞きしたいのですが、これから卒業式はこのまま保護者２名ということで美里町はいくと思うのですが、今後の入学式等の今お考えがどんな感じなのか、分かるようでしたら教えていただければと思います。

　　あと、今現在でも体育部会や農業審議会の会議等も開かれているみたいで、今日、今回午前中もそうでしたが、結構な人数の傍聴者の方が来ていますけれども、この場合、ここでクラスターが起きたということもなきにしもあらずなので、そういうところのリスク管理というのはどうするのかということをちょっとお聞きしたいのですが、よろしくお願いします。

◎原田信次町長　学校に関しての新年度以降の考え方については、今日報道によりますと、専門家会議の意見が述べられて、来週文部科学省の報道を聞いている限りでは、感染者が出た市町村と出ていない市町村と、近隣で出たか出ないかとかというある程度細かな形での考え方が示されるというふうに報道ではお聞きしているのですけれども、そうしますとそれを受けて、美里町の学校ではどうするのか。私も当然意見は述べさせていただくのでしょうけれども、最終的には各学校長が判断をして対応するものと思います。現時点で決めたものは何もありませんが、今までの感染の状況、それから大分各お子さんをお持ちの家庭が困難な状況もあったり、それから保育所、学童、結構厳しい状況も聞いておりますので、できれば細心の注意を払い、先ほどご指摘の換気や人が大勢集まる、それから対面でいろいろな話をするとかという３条件みたいなものをうまく回避する中で、少しずつでも再開をする方向が望ましいのかなというふうには思います。ただし、細心の注意は払うということが必要になろうかと思います。

　　それから、議会の傍聴に関しましては、議会の判断でございますので、私が述べるものではありませんが、ほかの会議では換気、それから座席の位置等を考慮して、例えば評議員会ですとか、総会ですとかというある程度大勢の方が集まるものに関しては、その規約や定款等の中で書面決議ができるものに関しては、３月末までの間は全てそれは中止や開催の方法を変えていただくように今してございます。ですから、例えば歯科医師協議会の評議員会では、ある程度の人数が集まっていただくことになりますので、これについても書面決議が可能だろうかとか、それから用水組合なんかも町の外郭団体になりますけれども、かなりの人数が集まりますので、これも書面決議ができるのであればやろうと、そういった形で変更はしていただいて、様子を見ている状況でございますので、ご理解を頂ければと思います。

　　以上です。

令和　２年　　６月　定例会（第２回） 06月11日－一般質問－02号

◆２番（新井英行議員）　こんにちは。２番、新井英行です。議長の許可を頂いたので、通告に従い質問させていただきます。

　　傍聴者の皆様におかれましては、お忙しい中お越しいただき、誠にありがとうございます。

　　そして、原田町長におかれましては、４期目の美里町町長選のご当選とご就任、謹んでお祝い申し上げます。おめでとうございます。今後、コロナのより一層難しいかじ取りになると思われますが、これから４年間よろしくお願いいたします。並びに美里町職員の皆様におかれましては、特別定額給付金の迅速な事務手続のご苦労、お察し申し上げます。そのご苦労のかいもあり、近隣地域では早い給付が行われたと思っております。ありがとうございました。

　　それでは、質問させていただきます。ウイズコロナの町政、教育、医療、エネルギー等の社会の在り方が根本的に変わるような都市設計の動きが急速に進んでいくと思われます。今後、内閣府が取りまとめている第４次産業革命と体現する世界最先端のスーパーシティ構想の実装が急速に進むと思われます。昨今、スーパーシティ構想の実現に向けた制度の整備、地域限定型規制のサンドボックス制度の創設、特区民泊における欠格事由、その中には暴力団排除規定等も入ります。その整備を盛り込んだ国家戦略特別区域法の一部を改正する法律が令和２年５月27日に政府提出のとおり成立し、令和２年６月３日に法律第34号として公布されました。内閣府では、第４次産業革命における最先端技術と大胆な規制緩和により、未来社会を先行実現するスーパーシティ構想を推進しています。令和元年９月９日以降、スーパーシティ構想の検討を進めている自治体等から幅広く検討中のアイデアを募集しており、55の自治体等から提案があったようです。引き続き内閣ではアイデアの募集を行っておりますが、今後美里町のためにもスーパーシティ構想を先に取り入れていくことが最善だと思われておりますが、美里町でもこのような新たな政策を取り入れ、今後は未来型の条例等や事案が増えてくると思いますが、今後の町長のビジョンと見解を伺います。

　　第２の質問になります。このスーパーシティ構想は、ＧＩＧＡスクール構想も入っていると思われますが、パソコン、タブレット等のハードやソフトの問題よりも通信インフラのほうが重要だと思っております。これは町政の、今コロナ禍で分散労働などもあると思いますが、働き方改革のリモートワークにも関わることだと思います。美里町の学校や役場内だけでなく、町全域のフリーＷi―Ｆi化も視野に入れてデジタルな町を目指して、新しい働き方の人にも町に住んでもらい、過疎化や少子高齢化の歯止めになると思われます。一朝一夕でできることではありませんが、ＧＩＧＡスクール構想の通信問題もありますので、今後の情報通信網のインフラについて町長の見解をお伺いいたします。

　　そして、最後に、これで３回目になりますが、前回町長選もありました。選挙後、選挙公報のネット公開を消去すると公約や政策の検討ができないので、選挙公報をネット公開し続けるべきと思われますが、町長の見解を伺います。よろしくお願いします。

◎原田信次町長　２番、新井英行議員のスーパーシティ構想につきましてのご質問にお答えをいたします。

　　スーパーシティ構想の実現に向けた有識者懇談会が平成31年２月14日に発表した最終報告書によりますと、スーパーシティは、最先端技術を活用し、第４次産業革命後に国民が住みたいと思うよりよい未来社会を包括的に先行実現するショーケースを目指すとされています。具体的には、ＡＩやビッグデータを活用し、自動運転、行政手続、キャッシュレス、遠隔医療、遠隔教育など、暮らしを支える様々な最先端のサービスを実装した都市をつくるものと理解をしております。議員ご提案のこの取組は、町単独で実施できるものではなく、民間事業者をはじめとする多くの関係者の合意形成があって初めて実現できるものと思われます。美里町においてこのような取組が実現可能であるか、また全域のフリーＷi―Ｆi化も含めてですけれども、第４次産業革命は時代の流れだろうと思います。私も大変興味を持っておりますので、今後実現できるかどうかも含めてですけれども、いずれは実現するのでしょうけれども、早急に実現できるかどうかも含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いをしたいと思います。

　　次に、選挙公報の常時掲載についてのご質問にお答えをいたします。選挙公報を発行する目的でございますが、投票の参考及び投票率の向上を図ることを目的として、平成31年４月21日に執行の美里町議会議員一般選挙から発行をされております。選挙公報の選挙管理委員会のホームページへの掲載については、公職選挙法第６条の規定に基づき、有権者に対する啓発、周知活動の一環として行っており、このたびの美里町長選挙及び美里町議会議員補欠選挙における選挙公報のホームページへの掲載は、告示日翌日の４月22日から掲載をし、掲載の削除は、総務省の通知に掲載期間は投票日当日までとすることが適当であるとありますが、５月13日まで掲載をしました。

　　議員ご質問の選挙公報の常時掲載についてでございますが、総務省は掲載期間は投票日当日までとすることが適当であると答える一方で、過去の選挙に関する記録として、投票日の翌日以降、選挙公報を選挙管理委員会の記録用のホームページに掲載することについては、次回以降の選挙に係る選挙公報と混同されたり、選挙の公平を害するおそれのない形式で行われるものである限り差し支えないものと考えると答えております。しかしながら、町が実施する選挙公報は、当初の目的に沿って、投票の参考及び投票率の向上を図るため、有権者に対する啓発、周知活動の一環として実施したもので、選挙を終えた時点でその目的を果たしたものであり、選挙公報により、立候補者の選挙公約を包括的に管理するものではないと考えております。今後、ホームページへ選挙公報を掲載し続けることについては、総務省の見解も踏まえ、記録用として掲載をし、公開をするのであれば引き続き議会の調整を続けながら、次回以降の選挙での公平を害さない形式等の整理を経た上で実施することが望ましいと考えております。

　　なお、町長としての公約や施策については、まちづくりの基本理念と町の目指す姿を示す美里町総合振興計画が町長としての町の将来構想を示す一番の計画であり、政策そのものでございます。この美里町総合振興計画はホームページでも確認することができることから、町長は常に町民全体に施策を検証していただけるものと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

　　以上です。

◆２番（新井英行議員）　このスーパーシティ構想の規制改革メニューという中に、近未来技術、サンドボックスという項目があります。これはほかに農業とか医療とかいろんなメニューがあるのですが、その中にあるのが近未来技術、サンドボックスというものです。人口減少局面において持続可能な経済成長を図るために、国内外の新技術を呼び込み、新たな商品やサービスに関するイノベーションを一層喚起させる拠点形成が求められております。現在、自動車の自動運転や小型無人機を活用した荷物の配送などの実証実験が行われておりますが、国家戦略特区では近未来技術に関し、迅速、円滑な実験実証を実現する環境整備に取り組んでおります。これで、美里町は今後少子高齢化は避けられないものと考えており、自動運転や小型無人機の項目は親和性が高いと思っております。現在、内閣府地方創生推進事務局では規制改革事項の提案募集というのを行っております。要は、提案の主体は地方公共団体や民間企業から募集し、なお単独での提案だけではなく、複数の主体による共同での提案も募集しております。要は企業と美里町のコラボみたいなのもできるということだと思います。企業のコラボでも提案できるみたいですが、このような新しい、今日見たニュースなのですが、昨日10日にエントリーする改革が９月まで期限があって、今年中に特区の選定をするというのがありました。もし美里町でやる気があるならぜひこういうものを、特区申請を企画として出してみたらどうかと思っておりますが、町長の見解をお伺いします。

　　あと、ＧＩＧＡスクール構想の質問で出させてもらったのですが、以前に筑波大学の落合陽一先生が、これからの教育は、パソコンや機材のスペックや通信インフラのスピードによって、要は最新かそうでないかということで学力に差が出てくると言っております。今現在での美里町の全国学力ランキングでは、小学校では何とか全国レベルの平均を保っておりますが、中学校では全て下回っており、特に数学は、あえて数値は言いませんが、相当下回っております。今までも少なからず学校教育においては力の入れ方が足りなかったのではないかと思っております。今後のＧＩＧＡスクールを足がかりに改革的な教育に取り組んでいただければと思っておりますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

　　以上です。

◎原田信次町長　令和２年度、小学校の適正規模検討委員会が始まります。私が本来申し上げてはいけないのかもしれないのですけれども、今後の人口構成を見ていきますと、少人数で２クラスという状況が将来的に見込まれます。あわせて、学校の改築が少なくともこの10年の間に結論を出さなければいけない時期が参ります。そういったことを考えると、いずれは小学校の統合をするということになると、当然そのときにスクールバスを出すことになります。スクールバスを私自身は自動運転でできればこれはいいのかなというふうにも考えています。また、電気自動車を使って普通免許で運転するということも可能ですので、いずれにいたしましてもスクールバスをうまく活用するということはどうしても避けられないことになるのかなというふうに思いますので、できれば自動運転というものはぜひ検討すべきものかなというふうに思っています。

　　それから、教育ということについて考えたとき、これからの町の少子化の状況を見たときに、毎年５歳刻みで入ってくる人、出る人、転入、転出の状況を見ているのですけれども、昨年は小学校上がる前の子、それから親の世代が、あちこち分譲住宅等もできた関係があるのだと思うのですけれども、例年よりも少し大きかった。トータル、その前後が少し抜けていますので、実際には急に増えたわけではないのですけれども、そういう傾向が見られます。そういう人たちにこの町を選んでもらう一つの考え方として、やはり子育てと教育の充実、少なくとも中学校までの間はこの町に住んだほうがいいのではないか。環境も豊かだし、人との結びつきもいいし、学校も充実しているということは、条件としてつくっておくべきなのだろう。また、近隣の市町には、私立高校も含めてですけれども、大学等を見据えた中での学力を培うための高校等もありますので、そういうところに望めば行けるような教育環境というのはまちづくりにとってぜひ必要だろうというふうに思っておりますので、ＧＩＧＡスクールも含めてですけれども、できるだけ早く実現をしていきたいなというふうに考えています。

　　以上です。

令和　２年　　９月　定例会（第３回） 09月17日－一般質問－02号

◆２番（新井英行議員）　２番、新井英行です。傍聴者の方におかれましては、お忙しい中、傍聴ありがとうございます。それでは、議長への通告に従い質問させていただきます。

　　今現在のコロナ禍、そして今後のウィズコロナでは、短期的な撲滅は困難であることを前提とし、新たな戦略や生活様式になると思われます。

　　2016年、平成28年４月に策定した第５次美里町総合振興計画ですが、策定されてから４年の歳月がたちました。経済の多少の浮き沈みでその実行スピードは変わると思いますが、本来ならこのまま進めていく計画だと思います。ですが、今回のコロナウイルス感染症という世界的なパンデミックにより、世界のありとあらゆるものの価値観や生活様式も変わってきました。

　　このことから、私は、第５次美里町総合振興計画の全157ページ全てに目を通してみました。マクロの部分の話はいたしませんが、５つの基本目標である人づくり、仕事づくり、暮らしづくり、環境づくりですが、全てのコロナ禍、そして今後のニューノーマルの時代に、少なからずそぐわなくなっております。仮にコロナの災いがなかったとしても、４年前のものだと、時代とのギャップを多少感じるところがあります。

　　今現在急速なＩＴ化が進み、一昨日、菅新首相がデジタル庁の創設に意欲という報道を見ました。現在各省庁の策定ビジョンも、2030年から2050年を念頭に置いた幅広いもので、この策定ビジョンに目を通してみると、共通して言えるのは、全てデジタル化を柱にしたものばかりです。

　　去年の後半に、世界デジタル競争ランキングで日本は、63国中、総合23位、アジアでは14か国中８位と低い水準でした。この水準では、今後の日本の国際競争力では、日本の経済の発展は望めません。

　　皆さんご存じだと思いますが、近年日本は、学力、経済力、企業の世界ランキングでは、全て低迷しております。これは全て、規制改革やデジタル化の遅れだと思われます。それを踏まえて、市町村でも同じように、学力、経済力、財政サービス等の優劣がつき、これが移住定住に大きく影響してきます。

　　既に本腰を入れている過疎化の町や村ではありますが、今後の少子高齢化対策のための移住定住対策に本腰を入れて、より住みよい、行政サービスの充実した財政力と行動力のある市町村に人が流れる人口の奪い合いの時代に突入します。人口問題は、間違いなく地域間格差と比例し、今後は市町村単位の小さな行政でも、デジタルの乗り遅れは、町の行政サービスの遅れや衰退とそう遠くはない消滅の要因になると思っております。

　　十年一昔と言ったものですが、今の現在社会においては三年一昔と言うそうです。そんな時代に取り残されないように、美里町の振興計画も、パソコンのＯＳではありませんが、時代の変化に対応した見直しを、年に１度か２度最新に書換えながら、アフターコロナ後の美里町ニューノーマル総合振興計画にアップデートしていくことが必要だと思っておりますが、町長のご意見をお聞かせいただければと思います。

　　以上です。

◎原田信次町長　２番、新井英行議員の第５次美里町総合振興計画につきましてのご質問にお答えをいたします。

　　まちづくりの指針である第５次総合振興計画前期基本計画が今年度最終年度を迎えることから、現在令和３年度から令和７年度までの５か年を計画期間とする第５次総合振興計画後期基本計画の策定作業を進めております。また、この後期基本計画に合わせ、第２次総合戦略及び国土強靱化地域計画の策定作業も進めております。これらの計画策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響について位置づけをすることになろうかと思います。

　　新型コロナウイルス感染症については、地域経済や産業構造、町民の生活様式などに大きな影響をもたらしております。いまだ収束のめどが立っていない状況であり、引き続き十分な情報収集、迅速な対応に努め、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、そして地域経済活動の回復に向けた取組を計画的に位置づけ、コロナ禍でも町民の安全・安心を確保し、強靱なまちづくりを構築すべく取り組んでまいります。

　　また、このコロナ禍においては、東京と地方の往来の制限や経済、政治、行政などの中核機能の停止が日本全体の経済活動の停止に直結し、東京圏への一極集中の負の側面が浮き彫りとなった一方、地方での暮らしのよさが再認識されているなど、今後のまちづくりへのヒントとなる変化も見られ始めております。ＩＣＴを活用した技術革新やリモートワーク等の新たな働き方、新しい生活様式の定着によるライフスタイルの変化により、仕事や生活の拠点を大都市から地方にシフトしていく傾向が見られます。今後さらに拡大していくことも予想されることから、これまで以上に地方創生の取組を強化していく必要があります。

　　このコロナ禍を変化の機会と前向きに捉え、感染症を乗り越えた後の社会を見据えて、本町が選ばれる町・住み続けたい町になるための施策を第５次総合振興計画後期基本計画に盛り込んでいきたいと考えております。

　　今後も感染症に強いまちづくりの構築とともに、町の基本理念である「心身ともに美しく暮らせるまちづくり」の実現に向け、取り組んでまいりますので、引き続きご指導賜りますようにお願いをいたします。

　　以上です。

◆２番（新井英行議員）　先ほどお話がありました、町長自身がシステム協議会の座長ということで、いろいろ広域的にはやっていると思うのですが、これは国や県のＩＣＴや、これからＲＰＡみたいなものも入ってくると思うのですけれども、この中で町独自のデジタル化というのも、やはりこれからスピード感を上げていくためには必要だと思っております。

　　その中で、先ほど皆さんも言っていましたが、新首相がデジタル庁をつくるということを言っていましたけれども、町でも独自のデジタル化というかＩＴ部署みたいなのを、持ち回りというか、しっかりしたものを一つつくっておくというのは、今後の、先ほど町長も言われていたライフスタイルの変化というところにも対応できると思っております。

　　私自身、一般質問でも、一時期、前にＷi－Ｆiの町全域をフリーＷi－Ｆi化するとようなこともお話ししましたが、そういうことによって、やっぱりデジタルの行政サービスみたいなものがしっかりして、町に魅力が出るということは間違いないと思っておりますので、デジタルの遅れというのは、本当にこれから町を左右する一つの指針になると思っておりますので、そこら辺、町長自体は、どのくらいの重要度を持ってこのデジタル化を進めていくのかをちょっとお聞かせいただければと思っております。

　　以上です。

◎原田信次町長　以前、新井議員さんからもＷi－Ｆiのご指摘をいただきました。今回入れられた、予算に計上した大きな理由は、上里町とともにＮＴＴ東日本とまちづくりの協定を結んで、ＮＴＴと上里町とともに、ＮＴＴの地権等も含めてですけれども、ここをモデル地区みたいな形にして進められないかというのが一つの大きな仕組みとしてございます。その中で、ＮＴＴも、当然通常の単価よりもある程度安く入れていただけることが見えてきたので、今回まずやってみようということになりましたので。

　　今後も、ＮＴＴも含めてですけれども、そういった民間のいろいろな提案をまちづくりの中に生かしていくということは既に始まっておりますので、これからもＮＴＴ東日本に限らず、いろんなところから情報収集をしながら、必要な方法をやっていかなければいけないなと思っています。

　　現在まだ予算化はできる状態にはなっていないのですけれども、統合型校務支援システムという、実は教員の働き方改革に通ずるシステムを今、私が主導して、圏内町村で８から10ぐらいが多分まとまるかなと思っているのですけれども、共同調査等を今進めていたりもします。これは、また別の会社とやり取りをしながら、最終的には入札方式で、一番安いところにできれば入れたいなというふうにも考えておるのですけれども。

　　それから、今町村会にいるシステム協議会の担当の職員は、総務省の、国の機関のアドバイザーとも対応している職員でして、話を聞きますと、国からいろんな話が、町村の考え方はどうなのということが聞かれてきているようでございます。

　　例えば県でもクラウド化を既にやっておりますので、先ほど申し上げた校務支援システムが、例えば県のクラウドに載せられるかもしれない。今、仮想化がかなり金額が高額ですので、なかなか単独の市町村で仮想化の技術を入れるということは高額なのですけれども、それでも県のクラウドが逆に仮想化に対応してくれると、我々も恩恵も受けられる部分もありますので、いろんなところにアンテナを張りながら、町村ですと、なかなかＩＣＴ関連のシステムにお金をかけるというのが負担になりますので、共同化でうまく経費を浮かせられるような方法を検討しながら、さらには先ほどのＮＴＴ東日本も含めてですけれども、いろんなところとのモデル的な協力関係を結びながら、逆に安く導入をするというようなことも考えながら進めていきたいと思いますので、新井議員さんからも、こんなことをやったらどうとか、またこういう会社と提携したらどうというようなご指導がありましたら、またご指導いただければありがたいと思います。

　　以上です。

◆２番（新井英行議員）　先ほどの教員のやつは、ＧＩＧＡスクールももしかしたら入っていると思うのですけれども、そういう特に教育関係においては、やっぱりスピード感、デジタルというのは、やっぱり最後はスピードが全て、命みたいなところがあるので、先にやった者勝ちみたいなところがありまして、それからブラッシュアップしていくというのが、入れてから考えながらブラッシュアップして、バージョンアップしていくみたいなのがやっぱりデジタルの基本だと思っております。

　　できるだけ早くこういうことも進めてもらって、最初の一般質問でも書きましたけれども、最終的には、市町村による人口の奪い合いというのは、これからはもう必須になってくると思います。広域で仲よくというのもいいかもしれませんが、もしかしたらこれからは本当の大変な人口の奪い合いみたいなのも出てきますので、そこを対応できるような、スピーディーな行政の在り方をこれから導いていただければと思っております。

　　それで、先ほどちょっと話の中で、町の中にＩＴの部署をつくるというのはどうなのか、まだちょっと聞けていなかったので、そこを聞かせていただければと思っております。

　　以上です。

◎原田信次町長　初めに、ＩＣＴの部署に関してなのですけれども、現在は総合政策課の中で対応しております。どうしてもやっぱり司令塔になる部署を置いて、それぞれの担当でやるという形にしないと、今までやってみて動かなくなってしまいますので、総合政策課は人事と予算と企画を持っていますので、今の状態では、今のままの形で、何か新いものを動かすときには、そこも一緒にやりながら動くという形が今のところはベストかなというふうには考えています。

　　例えばＧＩＧＡスクールについては、既に６月の補正予算で計上させていただいて、これにつきましては、埼玉県教育局が共同調達のための仕組みをつくってくれまして、県内そんなに多くはないのですけれども、10市町村ぐらいだったような気がするのですけれども、教育局が共同調達のプロポーザルをやっていただいて、業者がようやく決まりました。製品はＬｅｎｏｖｏの製品のようですけれども、そこで今調整を図っております。もう少ししましたらば、具体的な考え方が多分お示しできると思いますので、お示しできるようになりましたら、またお話をさせていただきたいと思います。

　　それから、私自身も、国のいろんな関係では、庁用の共同化みたいなものを国はかなり今進めていたり、それからビッグデータの活用何とかというのも進めていたりしていますので、できるだけ国にそういうふうに関わっているような、官民共同の協議会等に私も顔を出すように今心がけています。特に例えば三菱総合研究所の協議会の中に、健康づくり関係ですとか、それから官民データ連携ですとか、そういった協議会があるのですけれども、その中にも顔出しをしながら、新しい情報ですとか、当然国の役人の人たちも出てきていますので、いろんな情報を入手しながら、町にとって活用ができるようなものは、ぜひ活用していきたいなというふうに思っています。

　　もう少しこのＩＣＴの関係が業務量が多くなってくるとすれば、独立した係を設けることも必要かなというふうには思っているのですけれども、今のところは、幾つかの仕事を持ちながら対応しても、まだ大丈夫かなというふうには考えています。

　　長くなってしまって恐縮なのですけれども、例えばＧＩＧＡスクールも校務支援システムも、システム協議会関係も、全て今総合政策課がグリップを握りながら担当課と調整をしたり、それからＷi－Ｆiもそうですけれども、そういったものを調整をして、今のところスムーズにいっているかなと思っていますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

令和　２年　１２月　定例会（第４回） 12月10日－一般質問－02号

◆２番（新井英行議員）　皆様、こんにちは。２番、新井英行です。議長により許可をいただいたので、通告に従い質問をさせていただきます。傍聴者の皆様におかれましては、コロナ禍の中、そしてお忙しい中、お越しいただき誠にありがとうございます。それでは、質問に入らせてもらいたいと思います。

　　美里町事務事業評価、大きなくくりでは行政評価となります。これについて質問させていただきます。事務事業評価だと長いので、以下、行政評価と言わさせていただきます。行政評価は、行政機関が実施する行政活動を評価し、その成果を行政運営の改善につなげるために事務事業を評価、分析する手法です。行政が何をしようとしているのか、現状はどうなっているのか、行政ができる範囲はどこまでなのかを精査し、行政で行うべきものと民間で行うべきものとの区分することで、必要最小限のコストで質の高い行政サービスを目指す取組のことです。この文言は、美里町のホームページに載っておりました。ここで残念なのですが、ホームページで公開されているものは平成19年と20年、そして平成21年度の埼玉県ふるさと創造資金（提案事業）事業評価だけです。現在の原田町長になってからほぼ公開されておりませんが、行政評価は毎年行われているのか、そして行われているのなら、なぜ公開していないのかをお聞かせください。

　　そして、公開していただけるのなら、過去の行政評価を公開していただけるのかも含めて町長の見解をお伺いします。

　　以上です。よろしくお願いします。

◎原田信次町長　２番、新井英行議員の事務事業評価につきましてのご質問にお答えをいたします。

　　ご質問の事務事業評価は、個々の事務事業について検証し、妥当性や有効性などの観点から重要事業への予算の優先配分や事務事業の改善に結びつけるものと認識をしております。美里町の事務事業評価といたしましては、総合振興計画の実施計画につきまして、計画、実行、評価及び改善の４段階を繰り返すＰＤＣＡサイクルの手法により業務を継続的に改善させる取組を毎年行っております。

　　また、定期的に各課局センターごとに私や副町長と協議を行う政策協議や予算ヒアリングなどにおいても、その都度全ての事業に対し、評価、検証を行っております。そのほか外部評価も実施しており、昨年度は美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議委員会により、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び国の地方創生推進交付金をいただき実施しているＩＣＴ、ＳＩＢを活用する健康長寿化と扶助費の増加抑制を可能とする飛び地連携型ヘルスケア事業について、ご意見をいただいたところでございます。これにつきましては、準備が整いましたらホームページに掲載をする予定でございます。

　　このように必要な事務事業は実施しているものと考えており、これらの取組を今後も継続してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

　　以上です。

◆２番（新井英行議員）　深谷市などでは、各部署ごとに全て公開しておりますが、ここで美里町でもいろんな交付金をもらっていろいろな事業を行っております。その中で、これから住民の説明責任を果たすためにも、この事務事業評価として細かくもう少し公開したほうが、私自身は今後の美里町のためにはいいのではないかと思っております。特にこれからは、オープンな議会とか行政の在り方というのがデジタル化に伴い重要な課題となってくると思います。この中でもっと細かく、今は何か大まかになっておりますが、ほかの事業に対しても、ほかの補助金の入る事業、特に平成20年の事務事業に関してはまあまあ細かくやっていると思います。これ以上に私は細かくする必要があると思っておりますが、今後そのような細かい事業に対してもこの行政評価で公開していくということは、町長のお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

　　以上です。

◎原田信次町長　大きな市においては、かなり事業評価シートを活用して公開しているのは承知をしております。当町におきましても、国の交付金等を活用をし評価結果を公表することが義務づけられているものがかなり今出てきておりますので、それにつきましては公表をする予定でございます。それ以外のものにつきましては、この評価シートを毎年毎年つくるということに関してはかなり事務負荷がかかります。ですから、現状は私があまりお話ししたことないですけれども、年最低３回は定期的に各課と事業の進捗も含めて、課題があるもののやり取りは常にしながら、まとめたものはないのですけれども、やり取りをするということを年３回は定期的にやっておりまして、それ以外にも予算の段階では、通常は職員がまず査定をし、その後、町長査定みたいな形になるのですけれども、当町の場合には私が一番最初から入ります。ですので、全ての事業に関してチェックをし、進捗も確認をしながら予算査定をします。それ以前の先ほど政策協議の中で新たに政策として課題を抱えなければいけないもの等、ほぼ私からかなりの数が各課出ておりますので、それをどうやって実現するか、また各課からある課題、私も当然課題を出しますけれども、それをどうやって実現をするか、実はそれで目いっぱいで毎年来ております。ですので、正直申し上げまして、事務事業評価の評価シートを作成をするという目に見える形でのものは作成はしていないのですけれども、それに代わるものは既に日々やっているつもりでございますので、必要な公表しなければいけないものについては公表をさせていただきますけれども、それ以外のものはもう少しいろんなものが落ち着くまでは、今のままやらせていただきたいなというふうには考えております。

　　以上です。

◆２番（新井英行議員）　確かに事務事業評価は、ほかのところを見ていましても、相当手が凝っているなというか、手間がかかっているなというのは見ていて分かります。でも、それをやっぱり住民の方々にも見ていただき、精査していただき、この間やった事業は本当にあれでよかったのかということを皆さんに評価していただくというのも私は必要ではないかと思います。これから無駄な公共工事とか、そういうことも含めて、これ本当に必要だったのか、この事業は本当に必要だったのかという全て公開することによって、住民の方々の目が行き届くことによって私たち議員も行政のほうも執行の方々も緊張感を持って仕事をするようになると思います。やっぱりこれも含めて、大変なのは分かるのですが、できたら前向きに町長のほうに検討していただければと思っておりますので、これで私の質問は終わらせていただきます。もし前向きに何かあるのでしたら、ちょっとお答えいただければと思っております。

　　以上です。

◎原田信次町長　役所の行政からは、毎年決算に当たり行政報告書を作成をしております。この中には予算に関係する者が主になってはしまいますが、基本的に新規事業は全て入れるようにという私のほうも指示をいただき、また議員の皆様方からも抜けているものがあればご指摘をいただきますので、逐次それを追加をし、公表をして見ていただきながらやっております。また、それ以外のものにつきましても、一般質問も含めてですけれども、各議会でいろいろなものについてはご審議をいただきますし、それから全員協議会では、私の方針として、私も議員の経験がございますので、やはり事前にご説明をしご意見を伺い、これはどうしようという、やったほうがいいのだけれども、やらなくても済むというような事業については、やっぱり事前に議員の皆様方のご意見を伺って、まず入り口の段階でやるかやらないかというところの意見を伺いながら、やってもいいのではないのということであれば、よしやろうということで進めているという瀬踏みをしながら今まで進めてきております。ですから、今のところは正直申し上げまして、これ以上の負荷を職員にかけたくないので、現状では今のままいきながら、来年度の税収も恐らく１億ぐらい落ちるだろうというふうに思いますし、これから先、施設の長寿命化の関係が今まででは考えられないような金額がこれから発生をしてまいります。自主財源を確保するか、支出を削るか、どっちかを、またその両方を選ぶということが現実に出てまいります。恐らく二、三年先には現実的にそれが現れてくるだろうというふうに思いますので、そのときに説明責任ということがかなり出てくると思いますから、それに当たってはやはり必要な説明責任をしていく必要があるかなというふうには考えておりますので、現状は、今のところはいろいろな事業をさせて、大きな目的は住民の福祉の向上であり、安全安心と幸せにどうやって暮らしていただけるかということを目的としていろいろな事業を日々改善をし、必要な新たな事業を今つくっているほうを優先したいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

　　以上です。

令和　３年　　３月　定例会（第１回） 03月18日－一般質問－03号

◆２番（新井英行議員）　２番、新井です。議長への通告に従い一般質問をさせていただきます。傍聴者の皆様におかれましては、午後のお忙しい中、最後まで傍聴いただき、誠にありがとうございます。

　　それでは、一般質問をさせていただきます。ペットは私たちとともに生活をする家族です。以前「広報みさと」、町長のコラムの中で、愛犬家であることは存じております。数十年前には私も円良田直売所の自販機の前で空き缶のごみにまみれていた子犬を拾い、飼っておりました。現在では私の元を離れ、里親の元で元気に暮らしております。町長もコラムの中でいつの間にか家族の一員として、井の中に入りと書いてありましたが、現在私は保護猫の里親として２匹の猫を飼っております。我が町でも家族の一員として猫かわいがりとはよく言ったものですが、溺愛しております。

　　そんな中で、最近では野良犬は見なくなりましたが、野良猫は美里町でもよく見ます。役場近くのコンビニ、役場敷地内でもうろうろしている野良猫がおり、３階の窓から猫を見て癒やされている次第ですが、犬は本庄管轄なので、本庄の保健所のほうに問い合わせたところ、リードが外れた迷い犬はほぼ飼い主さんが見つかると伺っております。猫に関しては熊谷の保健所管轄なので、熊谷の保健所に問い合わせたところ、美里町での引取りは、令和元年度１匹、令和２年度も１匹と少ないようです。猫に関しては、現状放置状態みたいです。

　　質問のほうは、動物愛護ということで、ペット全般ではありますが、犬、猫を中心にご答弁いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

　　それでは、適正管理、別名飼養と動物愛護について現状認識と見解についてお伺いいたします。

　　第１の質問でございます。動物愛護条例について。埼玉県には動物愛護条例がありますが、美里町に条例はありません。条例というハードルの高いものでなくとも、動物愛護及び適正管理の推進などの形で周知していただけるか、見解をお伺いします。

　　第２に、動物の飼い主のルールについて。美里町で犬の散歩時の様子を見ていると、残念ながらエチケット袋を持たず散歩をしている方が少なからずおります。町長のコラムの中でもマナーのことは書いてありましたが、町長の現状認識と対策についてお伺いいたします。

　　第３に、飼い主のいない猫の不妊去勢事業について。美里町でも相当数の野良猫や外飼いの猫を見かけます。美里町でも野良猫が増えないように、さくらねこＴＮＲに取り組んでいただきたいのですが、町長の見解をお伺いします。

　　第４、犬猫の殺処分ゼロの取組について。リテラシーの高い国や地域ほど厳格な法や条例があります。埼玉県でも多様なボランティア活動により、犬猫の殺処分は減ってきておりますが、まだ600匹以上の命が奪われております。これは、埼玉県の殺処分数です。美里町でも地域として殺処分ゼロを目標に掲げ、埼玉県の殺処分を減らす取組に貢献できたらと思っておりますが、町長の見解をお伺いします。

　　以上、よろしくお願いします。

◎原田信次町長　２番、新井英行議員の美里町の動物愛護及び管理につきましてのご質問にお答えをいたします。

　　動物愛護につきましては、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的として、動物の愛護及び管理に関する法律が制定され、また県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及びその安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に関する侵害を防止することを目的に、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例が制定されております。県ではホームページ等で啓発をしておりますので、町のホームページでもリンクするなどの周知を図りたいと思います。

　　次に、動物の飼い主のルールにつきましては、犬の散歩時にエチケット袋を持たず、ふんもそのまま放置しているとしか思えない飼い主の方や小さなスコップを持っている方も見かけます。町では毎年実施する狂犬病予防注射時に、犬を飼うためのルールを掲載したパンフレットとエチケット袋を配布して啓発をしております。また、地域の獣医師、埼玉県児玉郡市内の市町と共同で、犬の正しい飼い方の普及啓発を目的とする事業も実施しております。

　　町内のふんの放置がひどい場所については、行政区長さんからの要望により、啓発看板を配布をしております。また、町では犬のふんの放置対策として、イエローカードを放置されたふんの横に置く取組を試験的に実施をしております。これは、犬が決まった場所でふんをすることから、ふんの脇に放置禁止のイエローカードを置くことにより、飼い主に啓発するもので、私の家の角で試したところ、解消できました。多くの市町村で実施しており、できれば面として一斉に実施できれば効果があるようでございます。職員には広く普及啓発するよう指示をしておりますので、いましばらくお待ちをいただければと思います。また、ふん放置の啓発も併せて行ってまいりたいと思います。

　　次に、飼い主のいない猫の不妊去勢事業についてでございます。埼玉県では、地域住民の理解を得た上で、住民やボランティアグループが中心となり、地域に住み着いた飼い主のいない猫をこれ以上増やさないようにするため、不妊去勢手術を施す地域猫活動を推進する補助事業があります。また、不妊去勢事業については、公益財団法人が行っている無料不妊去勢手術事業もあり、美里町でも実施に向け研究してまいります。

　　次に、犬猫の殺処分ゼロの取組についてですが、殺処分の割合を見ると、犬と比較して猫の割合が多く、その中でも子猫の割合が多く報告されています。猫については、保護された猫に対し里親が少ないため、引取り先が見つからず、殺処分されている現状があります。また、飼い主のいない猫へ餌をあげる行為が町内でも報告されており、こうした事案は猫の繁殖を増やし、飼い主のいない子猫が生まれることを助長させています。餌を与えないで、飼い主のいない猫を減少させていくことと、保護をされた猫の里親を増やしていくこと、議員ご指摘の不妊去勢手術が殺処分の減少につながると考えております。このような現状を広く周知し、殺処分が少しでも減少するよう啓発をしてまいります。

　　なお、美里町環境保全条例の改正を現在検討をしております。この改正に飼い犬及び飼い猫のふん害等の防止を加え、啓発と指導ができるようにしたいと考えております。

　　以上です。

◆２番（新井英行議員）　町長の前向きな発言をいただき、とてもうれしく思っております。

　　その中で、まず第１の動物愛護条例なのですが、今年の６月に動物愛護法が改正されます。６月です。その中で、美里町でも数件、ブリーダーのようなことをやっていたりとか、子犬を売っていたりとか、あと多頭飼いしている方もおると思うのですけれども、その中でこの動物愛護法がかなり厳しくて、問題になっているところがあるのですが、ここら辺、町のほうとして、町長の見解を今後この啓発活動というか、６月から変わるよということをアナウンスしていかないといけないと思うのですが、ここら辺の取組のスケジュールというか、やるのかやらないかも含めてちょっと見解をお伺いできればと思います。

　　あと、動物のふんのほうのことなのですけれども、ちょっとイエローカードというのは、なかなか面白い取組だと思って、これぜひ町内でもやっていきたいと、やっていただければなと思っております。その中で、今、デジタル防災無線がとても聞きやすい、いいものになったので、もしでしたらそういう散歩時の犬のふんのマナーとかも啓発として、デジタル防災無線のほうでちょっと言っていただければなと思っておりますが、そこら辺の見解もお伺いいたします。

　　それで、先ほど殺処分と飼い主のいない不妊去勢事業の件なのですが、確かにこれはもうひもづけして考えないといけないことだと思います。ここら辺でも畑の中をてくてく歩いている猫とか、敷地内も歩いているかわいい猫ちゃんがいっぱいいて、私自身はあまり気にしないで癒やされているのですけれども、やっぱりその中でＴＮＲというのは、さくらねこをＴＮＲといいまして、トリップ、捕獲し、ニューター、不妊去勢手術を行い、リターン、元の場所に戻すという、要はそこら辺でうろうろしている猫を捕まえて去勢手術をして、それでまた元に戻すという活動なのですが、これがこれ動物基金という場所がありまして、そこで登録していただくと、全てただで不妊去勢手術をやってくれるというものがあります。それで、ここは獣医さんが前橋ではなくて、伊勢崎にもあるらしいのですけれども、こういうこともちょっと調べていただいて、啓発活動としてこういう取組もあるから、お金がかからず、不妊去勢手術ができるので、外飼いしている人はぜひ連れていってくださいということなども啓発していただければと思っております。こちらのほうの周知徹底とかをしていただけるのかも含めて町長の見解をお伺いしたいと思います。

　　以上です。

◎原田信次町長　新井議員さんのご質問にお答えをいたします。

　　ブリーダー関係の規制については、県の動物愛護及び管理に関する条例の中で、多数の動物の飼養に係る届出等で規制がされるものと、すみません。よく私も読み込んでいないのですけれども、理解をしておりますので、町はそれに乗っかって県の指導に協力をする形で今のところ大丈夫かなというふうに考えております。

　　また、必要な、もしそれで駄目でしたらば、環境保全条例の中で、実は猫のふん害に対してかなり町にも苦情が寄せられております。餌をいっぱい与えて何頭か飼っていますと、どこでも行ってしまいますので、そこでふんをされると、やっぱり飼っていない方にとってはかなり刺激が強いようで、規制をどこかでしなければいけないだろうというふうに考えていた中で、このふん害に関して規制をする条例をつくっているところはかなりございますので、ほかのものもいろいろ加えて新たに改正をする準備をしているところでございますので、必要があればその中にも入れていきたいなと思います。準備が整いましたら、また議員の皆様方にもご提案をしていきたいというふうに思います。

　　防災無線の使用につきましては、検討させてください。あまりこれを使うというのは、本来は本当はよろしくないのですけれども、何か別の手段で啓発が、毎年必ず狂犬病の注射をしなければならないことになっていますので、そういったときに啓発をすることをまず優先をしていきたいと思います。

　　また、イエローカードにつきましては、既に小茂田地域であまりうまくいかなかったのですけれども、１回やった経緯がございます。できれば面で一斉にやると、どこに行ってもふんがあるところにイエローのカードがちょっと置いてありますので、やはり敬遠をするみたいです。私のところもしばらく置いておいたら、１回置いただけでも、既に次はやらなくなりました。それで、ふんも片づけてきれいになって、もうそこではしなくなったという経緯がありますので、面としてそういったものを啓発していくと面白いかなというふうに思っております。

　　それから、さくらねこに関しては、既に郡内でも本庄、神川でもやっておりますので、今回のふん害の関係があって、既にやっていることは承知はしていたのですが、３年間の事業というふうにどうも見ると書いてありますので、ある程度準備をしてからスタートすべきかなというふうに考えておりますので、準備をしてからスタートをする。それから、去勢に関しては２万円から３万円ぐらいどうも１頭かかるみたいですので、上里では5,000円程度なのですけれども、果たしてそれで効果があるのかなという気もします。できればこのさくら猫の関係に乗らせていただいて、あわせて条例をつくって、餌を与えないように、野生の猫には餌を与えると、１つの雄、雌の猫からいつの間にか何十匹と増えてしまうということは既に県の資料等からも書いてありますので、そういった啓発をしながら、野生の猫に餌を与えないということとセットにして、先ほど申し上げた３つのものも加えながらやっていくのが効果があるのかなというふうに考えております。

　　すみません。答弁漏れがありましたら、またご指摘をいただければと思います。

　　以上です。

◆２番（新井英行議員）　町長、前向きな答弁、本当にありがとうございます。私もできることがあれば何でも協力しますので、言っていただければと思います。

　　その中で、今度改正される動物愛護及び管理に関する法律というのがブリーダーさんとか、飼っている人には相当厳しい法改正になっているみたいなので、ここら辺少し研究していただいて、一緒に県のほうとやっていただけたほうがいいのではないかなと思っております。そんな中、その中で動物愛護の中から、政治的イデオロギーといいますか、アニマルウェルフェアという概念が最近出てきまして、この中でこれがちょっと難しいのですけれども、感受性を持つ生き物として、家畜の心に寄り添わせ、誕生から死を迎えるまでの間、ストレスをできる限り少なく、行動要求が満たされた健康的な生活ができる飼育方法を目指す畜産の在り方で、欧州発の考え方ということで、日本では動物福祉とか、家畜福祉と訳される新たな概念らしいのですけれども、これも昨今外圧的な感じで入ってきまして、いろいろ問題を元農林水産大臣が何か500万の献金もらってしまったなんていうのもこれがもともと起源になっているものでありまして、美里町でも畜産農家の方がおられます。こういうのが入ってくると、相当コスト高になるということも考えられます。こういうところもちょっと、すぐにこういうのが浸透するということはないと思うのですけれども、少し研究いただいて、こういうのもあるのだよということを知っておいていただけるといいかなと思っております。こちらに対してはちょっと答弁は大丈夫なので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。